

Common Law における Accountants 会計責任の論理

早 川 巖

Logic of Accountants' Accounting Liability at Common Law

Iwao HAYAKAWA

Public accountants have been generally held to be liable to all third party users suffering losses, for gross negligence or fraud (failure to use even slight care). If the work of the auditor is found to be for the primary benefit of the third party or, more recently, if the auditor may reasonably foresee specific uses by identifiable classes of third parties relying on his work, ordinary care may be the standard to which he is held. In meeting his required duty of care, it is now clear that the accounting profession's own standard constitute minimum acceptable behavior.

1. 問題の所在

Smith v. London Assurance Corp.事件 (1905年12月5日)以後の合衆国における Public Accountants は、一般に、Public Accountants がその業務を行なう場合に、他の技術職業団体の構成員と同様の過失責任の原則に服する1つの技術職業階層として、法に基づき承認されたものである⁽¹⁾。その後、この会計士責任の問題は、職業責任の一般的な理論が Public Accountants に適用されるかどうかではなく、如何にこれらの過失責任の理論が、CPA のユニークな機能とその状況に適合するか否かにあったのである。特に監査機能を遂行する場合に、Public Accountants に対する社会の期待と法の要請、法的責任の生ずる特殊な業務とその行為、及びそのような責任の限界は如何なるものであるかが問題となるのである。

会計士協会の社会的道徳的責任概念が進展するにつれて、これらの集団に与えられた特別の承認とその地位に対する法の要請は、次第に変化し始めたのである。比較的新しい職業である公表会計は、このような変化を免れることができない。事実、過去70数年における監査人には、限定された職業上の責任があったのであるが、その後更に進展して、再び明確化されることになったのである。Common Law における Public Accountants の民事責任の現在の状況を理解する為に、この責任の進展に影響を与えるこれらの確定した事件を調査研究する事が必要不可欠な課題である。

2. Common Law における Accountants の 依頼者に対する会計責任

依頼者に対する監査人の法的責任の基礎は、本質的には、当事者間に存在する契約関係に由来する。この法的関係を創設する契約は、正式には、すべての権利・義務につき文書化されたものでなければならず、義務は明白に特定されていなければならない。然し乍ら、おそらく文書化された契約書は、一般的な言葉で非技術的用語を用いて記述されているか、又は、当事者間に契約関係の存在する場合にも当事者間ですべての問題を理解し得るようには文書化されていないものがある。万一紛争が発生した場合、前者の場合には契約文書の解釈が必要になり、後者の場合には、まず最初に契約が確定されその後に解釈されなければならない。我々は、会計及び監査基準とその手続きに加えて、契約法の適用される、一般に文書化されたこれらの契約を解釈するほかに、監査人と依頼者との間の文書化されていない契約を再構成し、それを解釈する重要な確定した事件の分析を試みようと思う。監査人と依頼人との間の最も重要な訴訟事件が発生したのは、これらの分野においてである。

2.1 Kingston Cotton Mill 会社事件 (1896年)

この初期のイギリスにおける事件は、その監査期間における Public Accountants の義務と責任を司法上の観点に立って卓越した表現をしている重要な事件であり、有名な Mckesson & Robbins 社 (1938年) の詐欺行為が

行なわれる情況に先だって発生したものである。Kingston 事件は、棚卸資産の過大表示に基づく資本の払戻しによる違法配当を取り戻す為に、会社の役員 (officials) が会社の監査人に対して提起した訴訟である。その棚卸資産は確認できたけれども、裁判所は、監査人にそうすべき責任はなく、棚卸資産の訂正処理証明書にもとづき、監査人によって容認し得る合理的な信頼性あるものと判定したのである。この点について裁判所は、次のように述べている。即ち「監査人は、不正発見者として拘束される義務はなく、一般に言われるように、疑念をいだいて不正の何物かが存在するという既知の結論を自己の業務として調査する事である。彼は番犬であるが、警察犬ではない。監査人は、会社の信頼する会社の従業員を信頼するのが正しい。もしも、監査人が妥当な注意 (reasonable care) を払っていれば、会社の従業員は正直であると推定することができ、又従業員の表現を信頼することができる。万一、疑惑の生ずる何物かがあれば、監査人は、その原因を綿密に調査しなければならないが、この種の如何なるものもなければ、監査人は、慎重に妥当な注意を払えば十分である^(註2)。」

2.2 Mckesson & Robbins 社事件 (1938年)

およそ42年後に、Mckesson & Robbins 社の行為に伴う棚卸資産確認の分野における監査人の責任に対する合衆国の権威は地に落ちた。この訴訟は、およそ8,700万ドルの資産を持った会社で、棚卸資産がおよそ1,000万ドル過大表示され、売掛金は、およそ900万ドル過大表示されている事を発見した事件であり、財務諸表は監査されていたが、その過大表示は監査人によって看破られなかったのである。Price Water House 監査法人の監査報酬522,402.29ドルの返還によって、法廷で争うことなくこの示談が成立したけれども、その詐欺行為を暴露する為になされた証券取引委員会の調査は、Kingston 事件の決定をくつがえし、この分野における監査人の責任に関する権威ある Kingston 事件の決定に基づく幾つかの事項を発表したのである^(註3)。SEC の調査によれば、(1)監査人は、監査を実施するに当たってしなければならない用心深さ、即ち注意深さがなくてはならない事、(2)多くのこの型の過大表示は検出されなければならない事、(3)棚卸資産の物理的確認と受取勘定の直接の確認は正規の監査手続の一部でなければならない事、及び(4)監査人は、会社の株主によって選ばなければならない事等が結論づけられている^(註4)。これらの結果が公表される前に、AICPA の前身であるアメリカ会計士協会は、中傷によって動揺し、監査手続と監査責任の限界を調査研究する為の委員会を設立した。いわゆる、監査手続委員会は、1939年5月にその報告書を発表し、その後一部分1939年10月に一

連の監査手続書 No.1 を公表した^(註5)。この報告書は、①棚卸資産の物理的確認、②受取勘定の直接の確認、③会社の取締役会によって選ばれた監査人の株主による承諾を勧告した。第1、第2の勧告は現在確立された監査業務の一部であるけれども、第3の勧告ははまだ、必要条件とはなっておらず、又職業団体における一般業務ともなっていない。

現実発展的であるというよりは革命的であった監査期待及び監査手続におけるこの変化は、Kingston Cotton Mill Co.事件の「妥当な注意を払い、慎重である」監査人が、最も重大な詐欺でさえも検出できなかったという現実化によってもたらされたのである。裁判所は、確かに Public Accountants には、少なくともこの重要な慎重かつ相当の注意義務のある事を認めたのであるが、SEC と公表会計職業団体は、監査人にはその責任に応じることを認め、潜在的な法的責任を回避する監査業務手続を含める方向に動いたのである。これらの新しい監査手続は、その Public Accountant の依頼者に対する法的責任を満足させるように、その Public Accountant を助けようと意図されたけれども、それらの監査手続は後になって、第3者に対する法的責任の一要因となったのである。

2.3 Craig v. Anyon 事件 (1926年)

この事件は、契約行為不履行に関する2つの重要な問題に焦点を合わせている。第1に、万一、被告がある契約の各部分を履行するに当たって過失があれば、どのような損害がその直接近接した過失の結果であると合理的に言い得るのか。又、第2に、原告寄与過失の効果は、損害の責任、即ち損害額については如何程であるか。原告は、5年間に相当多額の利益を上げていると思われるこの会社の、その期間中における監査を被告監査人に依頼していた株式及び日用品の仲買人をしている会社である。1917年には、信頼されている1人の従業員が、その期間中に百万ドル以上を横領しその詐欺行為を覆す為に会社の帳簿を書き替えているという事が確認されている。監査人は、誤記されている横領資金、即ち帳簿の変造を発見できず、その詐欺行為が従業員の自白によって発見されたに過ぎなかったのである。その仲買人をしている会社は、契約の義務を履行させる為にその Public Accountants を過失に基づいて告訴し、万一、監査が妥当な注意によって発見でき、損害を最小限にする事が出来たと論争したのである。

審理陪審は、立証された損害額、1,177,805.26ドルを被告会計士の責任と認定したが、公判裁判官は、損害額に関する陪審の決定を棄却し、この損害は直接、会計士

の過失から生じたものだけを基礎にして、監査報酬を意味する額、2,000ドルを会計士に賦課したのである。この事件は、上訴裁判所 (The Court of Appeals) 即ち New York の最高裁判所 (New York's Highest Court) に上訴され、この公判裁判官の意見が確認されたものである。この事件は、依頼人の側における寄与過失 (contributory negligence)——原告の補助による会計士の過失)がある場合には、依頼人に対する会計士責任を免除させるものと思われる。原告はその従業員の活動に関して殆んど完全に監督や正規の内部チェックをもせず、その (Chicago 商品部門の) 従業員の活動分野における統制問題を、その従業員にまかせていた事が、裁判所において立証されたのである。然し乍ら、(1)陪審は会計士の過失罪を認めているが、この決定は決して問題視されるものではなく、寄与過失は会計士のみの過失を決めるものではないことが確認されたのは注目すべき点である。(2)寄与過失 (contributory negligence) は、原告が会計士の報酬に対して請求し得る損害額を制限することができるが、その事件の事実は、この請求し得る損害額が不確定でさえあるという程異常なものであった事。又、(3)会計士には、たとえ他に損害が生じなかったとしても、契約不履行という不正業務に基づく問題について、その期間中における全報酬の返還責任があるという事に注意しなければならない。この上訴裁判所 (Court of Appeals) における判決理由は、後程、こういった問題に於ける先例として、裁判所の採る見解に対する基礎を与えるものと思われる。

2.4 National Surety Corp. v. Lybrand 事件 (1939年)

この訴訟は、1928年～1933年の間に発生した329,300万ドルの現金損害の為に、それぞれ異なる公認会計士の監査法人に対して株式仲買人をしている Surety 会社が提起したものである。この公認会計士の企業は、この期間中随時に株式仲買人の帳簿を監査していたが、その監査行為につき、契約違反、過失及び詐欺があるとの主張が被告に対してなされたのである。

この事件は、陪審によって審問されたが、陪審が決定を出す前に“専門家である会計士の義務違反を指摘する証言において何事も発見できない”という理由で、裁判官はこの事件を棄却した。又、裁判官は、自由裁量でこの事件の決定をした棄却に対する理由として、Craig v. Anyon 事件の寄与過失原則を引用したのである。再審の請求により再審が認められ、新しく裁判が開かれた。一般的に言えば、この事件は陪審の決定に服さなければならないが、会計士に対する特に重要なものについては、寄与過失に関する裁判所の見解によるべきである、とい

う決定を、この再審裁判所が下したのである。要するに、事実が全般に異常なものである場合には、これらの情状に対する Craig v. Anyon 事件における決定によるべきであり、ある防御としての寄与過失の妥当性は、特別事件について決定を出す陪審に任せるべきであるとの判断を、裁判所は下したのである。詐欺検出に関する監査人の依頼者に対する責任及び寄与過失 (contributory negligence) 抗弁の適用可能性について、おそらく現代的観点が何であるかをその判決文が示している、ここに判決文の一部引用してみる。「それ故に、我々(裁判官)は、会計士を雇用する者が不注意に彼等自身の事業を行っており、我々(裁判官)の知る限りでは、会計士が一般に雇主の行ない得る過失による使い込みを検出する目的の為に雇用されているものであるから、会計士の過失の結果から生じた責任を免除することを認めようとするものではない。従って、我々(裁判官)は、そのような場合に雇主に対する責任が会計士にはないと判定する理由を見付ける事ができないのである。雇主の過失は、会計士の契約不履行、真実の報告ができなかった場合の弁明にすぎない。」Appellate Division の決定が Craig v. Anyon の原則を正式にはくつがえしていなかったので、National Surety 会社は、New York 上訴裁判所に上訴しなかったが、実務上の結果はまさにそうなるべきものであったのである。

2.5 1136 Tenants' Corp. v. Max Rothenberg & Co. 事件 (1972年)

これは、職業団体における潜在的に厄介な問題と思われる分野 (未監査財務諸表) を取扱っており、内容の論争点の1つが契約それ自身であるから、この事件は非常に重要な事例である。会社の協同部門は、法人資産の過大報告業務を行なった事から発生した損害を回復する訴訟を CPA の企業に提起したのである。原告の経営担当者は会社の資金100,000ドル以上を横領しており、これは、CPA がその業務を遂行中に注意しなかった為である。2つの批判的論争点が訴訟進行中に表に姿を表わし、この2つの点が裁判所によって処理された。第1には、その契約が口頭によるものであり、経営担当者と会計士との間に取りかわされた事実上の契約によって複雑化されたものであるから、原告と被告との間に契約されたものが何であるかの問題が中心の論争点となったのであり、第2に、会計士が未監査財務諸表を取扱う場合、即ち、法人資産の過大報告を行なう場合には、会計士が責任を負うべきであると、裁判所は考えたのである。裁判の初期の段階では、会計士の作成した財務諸表が独立証明なしで示されている従来証拠を認容されようとして、口頭契約において必要とされる支持証拠を当事者が

出し合っていたのである。無監査契約であり、無監査引受けであり、従って、横領を発見する義務がないという理由で本件の却下を、被告が要請したのであるが、却下申請は否認され、その否認は New York の上訴裁判所（州の最高裁判所）によって支持された。この点に関して公開問題である監査実施契約がなくても、裁判による訴訟可能な論争点は残されているものと、上訴裁判所は興味深く認定した。会計士がロボットとして行動し、単にコピー業務を行なっているに過ぎない場合でも、会社の事業内容を報告する義務を会計士に与えているので、経営担当者の不審な行動が会計士によって調査されたかどうかを決定しなければならないものと、裁判所は判定したのである。契約問題はこの事件に対して批判的であるけれども、監査なしでも CPA の負わされている義務と考える事によって、その事件のかかり合いを Public Accountants すべての者に、裁判所が拡大したのである。

最後に、1970年におけるこの事件の裁判は進行し、原告の為に過失業務に基づき、237,278ドルの判決が言渡され、会計士が法人資産の過大報告をした事を認めたこの事件の事実によって監査実施を意味するものと、この事件は判定されたのである。又、控訴において最初の契約がどうであろうとも、原告に報告する義務の生ずる不審な事実及び状況を、会計士が知っていなければならないという判定を裁判所の見解として主張し、この判決は New York の上訴裁判所によって支持されたのである。

この1136 Tenants 事件は、少なくとも2つの重要な分野で実務会計士の考案を変え、2つの重要なものについて最も注意深い実務家と呼ばれ得る考案を補強したものである。現在 Public Accountant には、依頼者に対してその仕事の範囲がどうであろうとも、詐欺の存在を指摘する事実又は状況を開示する義務のある事は明瞭である。この事件の場合には、会計士が正規の財務諸表作成手続をすまして後に発見された一連の誤謬のある書類に不審の状況があった。この裁判所による判定は、少なくとも最も限定された契約でさえも、幾つかの監査手続が必要とされる事を意味するものと思われる。これらのかかり合いを認めながら、AICPA は New York 州 CPA 協会と共に、この分野の他の団体宛に出す「法廷の友」という要綱を記録に残した⁽¹⁶⁾。この要綱の1部は次のように述べている。

「ある特定の書類が被告に引き渡されなかった事を被告が気付いている事は明らかであるので、被告には書類の欠陥を原告に報告する義務がない。これらの書類は被告によって行なわれた限定機能活動に対しては絶対必要であるというものではないし、それらの書類が引き渡されなかったという単なる事実は、それらの書類が存在し

なかったという事を決定するものではない。要するに、客観的に見るか、主観的に見るかによって書類の欠陥は、被告にとっては当然重要なものではないのである。更にも、その上、書類作成業務を遂行する会計士には、そのような業務の遂行過程に於て不審な状況を発見した事を、依頼者に報告する義務があるという裁判所の意見に示されている法的前提事項は、そのような業務に従事する会計士の責任の先例のない不当な拡大である。」

これらの以前に究明されていない分野に加えて、1136 事件は、契約期間及び約束されているものが何であるかを明確にする為に、又彼の業務によって作成された財務諸表を彼の協会に伝達する為に、注意を払い明瞭にすることの重大さを明らかにしたものである。この判決を通して最も重要なことは夫々の契約に対する書かれた文書であり、財務諸表を“association”に開示する為の職業専門団体自身の基準に対する厳格な執着である⁽¹⁷⁾。

3. Ultramares 事件までの第3者に対する Accountants の会計責任

Public Accountant が彼の業務及び報告書に関する第3者財務諸表利用者と契約上の関係を持たない限りは、その責任の性質、範囲及び基礎は彼の依頼者に対する責任とは異なる。契約法は契約に対する当事者関係なしにはこれを適用できないから、裁判所はまず最初にたとえどうであろうとも、第3者責任事件に適用すべき責任理論及び会計士が持たなければならない注意基準に関しては、不確定なものであるという事を示したのである。その結果、どんな重大な問題であっても、過失に基づく第3者に対する責任を発見する為の裁判所の側における抵抗があった。然し乍ら結局、第3者責任の理論は、非行と同じく不法行為活動及び過失に基づいて展開されるものである。この理論の起源は1931年頃で過失に対する第3者責任論は、法意識の中ではまだ非常に初歩的観念であり、非常に流動状態であったのである。第3者責任論の分野ではめざましい発展があり、会計士の依頼者に対する責任の分野より以上に長期に亙る問題があると思われる。多くのアメリカの裁判所によって支持されている現行の見方と思われるものは、1つの重要なイギリスの事件における有名な反対意見によって指摘されたものである。万一、会計士及び監査人は、依頼者だけでなくどのような者に対しても責任を負わされるものと法を把握しなければならないとすれば、法は社会の最大の利益に貢献しないだろうと考える。その理由は、その依頼者の計算書類を証明する会計士は依頼者の会社について、その計算書類が真実で適正な見解を示しているかどうかの個人的意見の表明を常に要請されるものだからである。

又、会計士には、自己の依頼者を満足させるだけでなく、株主、投資家、財務省、その他企業の重大問題について、計算書類に回答しなければならないものの指導の為に、この証明をすることが要請される。……法がこのようなものであるとすれば、護衛であるべき会計士の証明が、計算書類について応答する者にとっては誘惑になる事を意味するという事は遺憾であると私は考える。私はそれを法であると自分自身考えてはいない。私の意見では、会計士の依頼者だけでなく、これらの計算書類が作成された報告書の中の各計算書に回答する会計士の知っているすべての者に対しても会計士は注意義務を負わされるのである。

この節と次の節は現在の第3者責任の展開に貢献する重要な確定事件を調査研究する。

3.1 Landell v. Lybrand 事件 (1919年)

この事件は、会計士業務を遂行する場合における監査人の第3者責任を直接取扱っているアメリカの事件の最初のものであり、原告は、被告(会計士)によって監査され、証明されていた財務諸表を信頼して買受けていたと主張する株式の買主であった。その株式は無価値なものと判明されたので、原告はその財務諸表が彼の損害の原因となっている虚偽と誤謬による絵を表わしており、又会計士が財務諸表を証明する場合に過失を犯しており、その結果損害に対する責任が会計士にあると主張したのである。

公判裁判所は、法律問題として原告にはその訴訟を提起する訴因がないとして、この事件を棄却したが、契約関係不存在の為に、会計士の側に欺罔する意思が存在しなければならないのに、何も存在しないという事を認めた Pennsylvania Supreme Court の上告審に於て、会計士に対するこの判決は支持されたのである。そのような欺罔する意思は、原告によって何も主張されず、その代りに会計士は、その証明をする場合に注意を欠いており、過失を犯していると主張されたが、注意を欠き過失を犯しているか否かは結果には影響しないと裁判所は主張したのである。なぜならば会計士は原告に対する義務を負わないし、従って原告の主張する如何なる過失をも犯すはずがないからである。

3.2 Glanzer v. Shepard 事件 (1922年)

この訴訟当事者のいずれもが会計士ではなかったが、この事件は契約当事者関係なしに会計士責任の展開に影響を与えたのである。売り手への支払は、公共計量官により証明された重量に基礎をおくものであるという理由によって、原告は多量の豆を購入したのである。豆の売手は計量の為に支払をしたけれども、計量官は自己の業務が支払に基づくものである事をはっきりと述べてお

り、その証明の1枚の写しが直接その取引目的の為に買手に渡され、原告(買手)はその証明にもとづき、豆に対して支払をしたのであるが、その証明には誤りのある事を発見し、公共計量官を過大支払を回収する為に訴えたのである。

買手と計量官との間の契約は文書化されておらず、又契約を意味するものは何もなかったのであるが、裁判所は初めて、「被告(計量官)の行為は他の者(買手)の行為を具体化する重要な目的を持っていることを知りつつ、故意に行なったものであるから、被告(計量官)は過失を犯した第3者として、原告(買手)に対して義務を果たさなければならないものと判定したのである。過失を犯した者との契約上の関係につき、これらの当事者に対する過失行為の責任に限定する当事者関係理論(Privity doctrine)は、この判決によって拡大され過失に対する第3者責任が創造されたのであり、第3者へ十分接近し予測し得ることが存在する場合のこの事件に於ては、法によって注意義務を強制されたのである。

3.3 Ultramares Corp. v. Touche 事件 (1931年)

Ultramares 事件は、疑もなく会計士の法的責任を取扱った主要なアメリカの事件である。重要な連邦証券法事件という猛しい攻撃に先だって1954年に Saul Levy がこの事件を書いた時には、それは最も確実な真実であったが、Ultramares 事件はもはや、数々の証券法事件によって置き換えられている会計士の法的責任に関する最も重要な決定的事件ではないのであり、しかしそれは、いまだに最も有意義な Common Law 事件である。会計士に関するこの事件の影響には、法的責任に関する会計士の地位に有利な観点に立って決定するものと、一般に Public Accountants の誤りに基づき新しい責任論を創造しようとするものの、2つの層がある。New York 控訴審による判決は、会計士側には単純過失に対する第3者責任がないだろうと判断し、次のように述べている。即ち、「過失に対する責任が存在すれば、軽卒な過失又は重大な誤謬、窃盗の未検出又は虚偽記入を覆す為の偽造は、会計士に不確定期間、不確定階層に対する不確定額の責任を負わせ得る。これらの期間に行なわれた企業の危険な行為は、これからの結果を暴露する義務のある場合に会計士に瑕疵が存在しないかどうかの疑惑を極度に起こさせるものである。」

この判定は単純過失責任の方向への移行を阻止するものであるから、幾分か会計士に助力を与えるものである。然し乍ら第2の分野では、この判決は Public Accountants に対して最も永続的な有意義な衝撃を与えるものであり、裁判所は1つの目標意見を思考するに当たって新しい第3者責任論を創造したのである。この新しい

理論は過失と詐欺との間の間隔にまたがるものと思われ、この概念が重過失と呼ばれるものである。会計士側における重過失の存在は、詐欺の存在を指摘し推理するものとして、陪審によって採択され得るものであると裁判所は判定したのである。会計士には詐欺については、第三者に対する責任を負わされるのであるが、詐欺の発見には強固な欺罔意思の発見を必要とするものであることは、現在では長きに亘って明瞭なことである。そのような欺罔意思は殆んど存在しなかったのであるが、万一、存在したとしても、その欺罔意思の存在を証明することは困難であったのである。

この判決によって詐欺の発見には、欺罔意思はもはや必要ではなくなったのであり、その代りに裁判所の見解によれば、「その会計士の監査が妥当なものであると会計士自身が心から誠実な信頼を置いてはいなかった事を発見でき、その発見が正当化されれば、その会計士の監査には過失があったことになる」ので、会計士には詐欺の罪を負わされるのである。

この事件の事実は複雑であり、長期に亘り裁判所によって処理されたものであるが、その信頼すべき記述は、Common Law が如何にして生まれ、確立されたものであるかの秀れた見方を示している。被告会計士は、1924年に輸入業者の帳簿を監査し、監査証明書付貸借対照表のコピーが種々の債権者に供給される事を知りつつ、監査証明書付の貸借対照表の32枚のコピーを依頼者に与えている。原告は、監査証明書付貸借対照表に基づいてこの輸入商(業者)に信用ある貸付をする債権者であった。事実、この企業の負債がその資産を、およそ200,000ドル超過した時には、異常な程の百万ドル超過した純財産を示す不正確な貸借対照表であったのである。違って計算された受取勘定の過大表示と支払勘定の過小表示は、監査人によって検出されず、原告は、自己の損害を回収する為に監査人を訴え、過失と詐欺に基づく訴因を主張したのである。裁判所は詐欺の主張を棄却し過失問題を陪審に付託し、陪審は原告の為におよそ190,000ドルの損害金を認定したが、裁判官は法に基づき陪審の判定を棄却したのである。Appellate Division は、詐欺行為については棄却を支持したが、厳密に過失による棄却を取り消しし、陪審の評決を支持したのである。この点につき両当事者は上訴審に上訴し、上訴審はAppellate Division の判決を破棄した。この上訴審は、会計士側の過失の証拠は認定したが、それは原告に対する責任を生じるものではないとの判決を下したのである。もっと重要なことには、それは詐欺行為を訴追する妥当な基礎を認め、この詐欺行為については、新しい裁判に付託される事になったのであるが、裁判は開廷されず、この事件は裁判外

で確定されたのである。これらの上訴過程におけるねじりと裏返しは、また今日適用可能な理論、即ち第三者Common Law 責任の最も重要な理論の1つの発生をうながしたのである。

要約すれば、Ultramares 事件の判決は、次の条件に於て、会計士の第三者に対するCommon Law 責任を発生させたのである。

(1)第三者に対する単純過失責任は、法の問題としては否認されたけれども、第三者を顧み、第三者を予測出来ることが必要であり、又監査人の業務が第三者の第1次的利益の為になされるものであると考えられる場合、初期の過失事件をこの事件によって覆えずものではなかったのであり、この事件は、Ultramares 事件後の同一情況の論争に対する先例となったのである。

(2)上訴審(Court of Appeals)が詐欺と認定する為には「人を欺罔する意思」が必要ではないと判断し、会計士による重過失から詐欺を、陪審が推理し得るものと判定したのである。

(3)意見表明のほかには事実問題を取扱う場合に重過失を犯すことがある。万一、会計士が知っていなかったことを自己の知っている真実として証明し、その証明が虚偽であれば、会計士は重過失を犯すことになる。更に裁判所は、「会計士がそれを真実であると信ずるから救うことができない」と述べている。

(4)詐欺の推理を避ける為には、監査人は自己の意見だけに信頼をおいてはならず、適正な調査及び情報による信頼すべきものに基礎を置かなければならないのである。

4. Ultramares 以降における第三者 に対する Accountants の責任

1931年以降現在に至るまでのCommon Law における重要な事件によって、Ultramares 事件の見解による論法及び論理の各側面に対する判決の跡をあとでみることにする。1934年の次の事件(Beadsley v. Ernst & Ernst 事件)までのCommon Law 体系は、Ultramares 事件で創られた理論がみがき上げられ適用される会計士責任の絶えまなく幅広い範囲のものである。

4.1 State Street Trust Co. v. Ernst (1938年) 事件

この原告は、他の会社の活動の要因分析をし、融資をする事に主として従事する1企業の金銭債権者であった。企業の要因は監査され、監査証明書付の貸借対照表の多数のコピーが、その融資活動の為に資本を供給する貸付企業に貢献する為に作成されたのであるが、証明書付財務諸表を請求した貸付企業は、「詐欺による虚偽表

示」があったとしてその監査企業を訴えたのである。

この事件は、2つの重要な論争点を中心となっている。第1に、Ultramares事件と同様に企業の主要な資産である受取勘定の過大表示が、従前より疑問のある勘定に対して適当な手ごころを加えるのを認めなかった事から生ずる1つの重要な要素であったのである。更に、この訴訟の目新しい側面には、短期報告を補足するものとして監査人による長期の詳細報告の存在が必要であり、将来起る可能性のある紛争を指摘していなかったのであるが、監査人は、その依頼者に対して前に検証されていないと思われる報告についての幾つかの注釈に限定したと思われる詳細な報告書を、その30日後に送り届け、この詳細な報告書のコピーだけが作成されたのである。原告は、本質的には監査人の重過失に基づく詐欺を主張した。

又、かつて、しばしばこのような事件が起きた時と同じように、原告の為に陪審は、およそ250,000ドルの損害額を認定したが、裁判官は証拠によって保証されていないとして陪審の決定を取消したのである。New York事件(Ultramares)のように、被告に対する審理裁判所(Trial Court)の判決を満場一致で肯定したAppellate Divisionに上訴されたが、更にその上の上告審では、その判決を破棄し、再審を認めたのである。最高裁判所(The Highest Court)は、破棄の決定についてUltramares事件において支持された理論を強く引用し、次のように述べたのである。「然し乍ら、会計士には計画的な、積極的な詐欺がない場合であっても第3者に対する責任がある。何もしていない、向う見ずの虚偽表示であり、或は、その事実については誠実な信頼を置いてはいないという結論に導くような薄弱な根拠に基づく意見である、という事を知っていて、真実と証明した表示には、責任を負わせる事が十分できるのである。」

このような論法のすべては、Ultramares事件の裁判官の意見以前に進められており、国民に対する法の支配の原則を適用するに当たって示されたものである。然し乍ら、次の文章の中では、裁判所は一層、重過失の拡張解釈をしたように思われる。即ち「明瞭でなく、兼疑のあるものを調査しないのは、不明瞭で、疑念をいだくものが多ければ、貸借対照表に応答する者によって与えられた損害に対する責任を賦課すべき詐欺を推理する証拠を供給することになる。言葉を換えていえば、結果を気にかけず、向う見ずの、結果を無視することは、計画的な意思に置き換えたものといえる。」

上告審の意見はここでは、この事件の次の3つの要因に基づくものと思われ、①独立証明のなされた監査人の保証したものをその依頼者が信頼しており、②短期報告

書と長期報告書との間には明白な矛盾があり、又③裁判所が会計士に向けて行った幾通りかの抗弁を出した場合でも会計士は何ら答弁を示さない、等の明白な証拠があったからである。これらの点における監査人に対する課題がある筈である。

4.2 C.I.T. Financial Corp. v. Glover (1955年) 事件

この事件は、その後に破産した債務者の企業に対して監査を実施するに当り、「重大な不適正」があると主張して、債権者が監査企業を相手取り訴訟を提起した今1つの事件である。原告(債権者)は、債務者に対しておよそ1,500,000ドルの支払があることを催告したが、被告の監査の結果を信頼してその貸付金を回収していなかったのである。

過失・重過失及び誤謬を隠すための詐欺を含み、5つの夫々異なる訴因が原告によって提起されたのであり、この事件は、原告(C.I.T.会社)と被告(Glover)の市民権の相違の為に連邦裁判所に於て裁判されたのであるが、裁判官は2つの訴因を棄却し、陪審は被告の為に、その事件の事実にもとづき、他の3つの訴因を認めたのである。他の言葉でいえば、陪審の決定は、監査人の業務には、如何なる重要な点についても、過失又は誤謬指導の存在の、原告による立証不可能な点に基礎を置くものであり、合衆国上訴審が原告による上訴を認めたのは、本質的には陪審の判定に基づいたものである。この幾つかの訴因の裁判官による棄却は、論争されず、従って、陪審の評決が会計士の為に訴訟の終結をもたらしたのである。この事件は、2つの理由により重要なものである。第1には、可能な限り陪審によっていずれかの方向づけを決定できた事が、事件終結における会計士の成功裡な防御をもたらしたものであり、第2に、この事件を担当した裁判官の陪審に対する監督は、一般に会計士の第3者責任分野における法の安全且つ高度技能の表明であると思われる。

会計士の防御は、債務者企業の財務の安定性に関する一般的記述に限定された監査報告書については、いくつかの原告主張を認めないもののあることが主張され、又、いくつかの経営主張における必要な問題として、監査人の信頼性を現わしたものであり、更に原告は、不適正監査済財務諸表に信頼をおいたその債務者企業の事業活動に関する特殊知識の所有者であることを、その監査人は主張したのである。

公判裁判官の判決について、その指示範囲は合衆国上訴審の意見に限定されている。その判決は、詐欺、欺罔意思、重過失の法律概念及びその根拠に関する監査人の責任を論じ、その後、通常過失に対する第3者責任の

分野に向けられたものである。訴因の1つは、そのような過失を主張した陪審の決定に従ったものであるから、被告は、原告に対するこのような注意義務を負わなければならない。この判決の部分は広く引用されているのでここに関連部分を再現する。

「訴因について、原告(C.I.T.金融会社)は、被告(監査企業G.)を雇用されているものとは主張せず、又被告(監査企業G.)と契約を締結していたとは主張しなかったけれども、被告(監査企業G.)は原告(C.I.T.金融会社)とManufactures Trading Corporation(債務者企業であり、被告監査人の依頼者である破産会社[M.T.C.])との間の契約を知っていると主張しており、又、被告(監査企業G.)がその監査報告書を作成した時には、原告(C.I.T.金融会社)が被告(監査企業G.)の監査報告書を使用するだろうという事を、又、その監査報告書は原告(C.I.T.金融会社)の利益の為に作成されたものであることを、被告(監査企業G.)は特に知っているとは主張している。この点について、この第3の訴因は、第2と第4の訴因とは異なる。これらについて、被告(監査企業G.)の監査報告書を使用し、それに従い、第1次の利益の享受を意図している特別の者としての原告(C.I.T.金融会社)を、被告(監査企業G.)が知っているとは、原告(C.I.T.金融会社)は主張していない。ここでは第3の訴因についてこのように論争が行われたのである。これが事実であるとすれば、実際に雇用されていた時の、破産会社(Manufactures Trading Corporation)に対して負うべき注意義務を、被告(監査企業G.)は原告(C.I.T.金融会社)に対しても負うべきであったのである。監査をし、その監査報告書に回答できる者として被告(監査企業G.)を、原告(C.I.T.金融会社)が特に認めていた事、及び被告(監査企業G.)がManufactures(破産会社)に対して負うべき注意義務は原告(C.I.T.金融会社)を含めるまでに拡大させたものであるという事等は、それは、被告(監査企業G.)が知っていたという原告(C.I.T.金融会社)の主張が認められるこのような状況について、被告(監査企業G.)の認識している所である。その事業の発展に用いる為の都合な道具として、又原告(C.I.T.金融会社)の付随的副次的な利用の為の手近な手段として、その被告(監査企業G.)の監査報告書が、破産会社(Manufactures Trading Corporation)の第1次的利益の為に作成されたとしても、被告(監査企業G.)は、単純過失に対する責任を負わされるべきではない。その後、監査証明書が原告(C.I.T.金融会社)の第1次的利益の為に作成されたものであることを、被告(監査企業G.)は知っていたのか、又は被告(監査企業G.)は原告(C.I.T.金融会社)を特に確認していたのか、という事が検査

されている。万一、これが信頼できる証拠に重点を置いて人々の満足するように定められたものであるとしても、監査報告書を作成した被告(監査企業G.)は、適正な業務を行なう為に雇用された理性ある慎重な会計士が払わなければならない重要な注意をしなかった事から生ずる不注意な、重大な誤謬の為に、判決によって、原告(C.I.T.金融会社)に対する責任を負わされるのであろう。勿論、被告(監査企業G.)に要求する注意の程度を決定する場合には、人々が示した証拠から認定できるような、一般に認められた会計実務の基準及び手続を採用しなければならないのである。」

これらの推移は、監査人の報告書の最初の受領者であり受益者である、会計士によって知られている第三者に、契約当事者関係にある者と同様の権利を、特に認めるべく拡大されたものと思われる。

4.3 Rhode Island 病院信託国立銀行 v. Swartz(1972年)事件

監査を実施する場合における過失と、誤解を招く報告書を発行する場合における過失の、2つの論争点が存在したけれども、それが後程この事件を顕著なものとした点である。先例として見る事の出来るこの事件に於て初めて、監査人は、財務諸表に関する意見を差控えた後でも、将来責任を負わされる事を知ったのである。更に、この責任の基礎は、この業務よりもむしろ監査人の伝達にあることがわかったのである。

債権者である銀行は、その銀行から多額の借金をした会社の監査をする際に過失があったとして、CPAの企業を訴えた。原告(債権者である銀行)は、貸付をする場合に監査済財務諸表に信頼をおいており、その結果として100,000ドル以上の損害をこうむった事を内容としたものである。市民権の多様性という理由で合衆国地方裁判所は、陪審なしにこの事件を審理し、過失又は不正表示なしと判定して被告会計士に対してすべての訴因を棄却したのであり、この事件の最も重要な側面が討議されたのは、第4巡回控訴裁判所に対する公判であったのである。

訴訟における論争点について、1964年に借金した会社によって、一連の資本修正が行なわれ、これらの修正額(212,000ドル)は、企業の総資産の実質的部分を表示したものであり、その資本化は多額の損失ではなく少額の利益を示す結果となったのである。監査を行なうに当たって会計士は、不完全な原価記録の為に、資本修正に基づく正確な費用の検証が出来ず、その結果、全体としての財務諸表における意見を差控えたのである。その監査報告書は、1部分において次のように述べている。即ち、「1963年における固定資産の追加には、主として

Georgia 州の Rhode Island, Brunswick, 及び Florida 州の Palm Beach における倉庫の改修, 機械及び予備施設の設置を含んでいる事が発見されている。実際にこの業務のすべては, 会社の事業主及び重要人物によって行なわれ, その上層部は, 国際取引会社とその関係者によって構成されている。不幸にして完全な詳細な原価記録は, それらの資本修正の為になされておらず, 所謂実際の修正原価については, 正確な決定がなされ得なかったのである⁽⁸⁹⁾。

資本修正の存在を決定すべき処置をはっきりと講じなかった為に, 又存在していた依頼人の原価記録をでたために調査した為に, 実際には, 会計士が監査行為につき過失を犯していた事を上訴裁判所は認めたのである。会計士は, 可能な限り資本修正をしていないという事につき, 意見を差控える事によってすべての財務諸表利用者に警戒をさせた事, 従って, 監査行為の拡大を失敗した事に対する責任はなかったという事を, 裁判を通して会計士は主張していたのである。上訴審が被告(会計士)に最大の過失があると認めたのは, 監査人の伝達の効果, 特に監査意見の差控えという言葉述べたこの点にあったのである。監査意見の多くは, それ自身, 伝達効果の分野に向けられたが, それは, 明らかにこの事件の最も重要な側面である。「慎重な通常のもの」という観点に立った裁判所は, 監査意見差控えという言葉が資本修正の調査に限った事を予告してはいないだけでなく, 実際には, 資本修正が監査人を満足させることを意味するものと判定したのである。監査人の意見差控えはそこに含まれている金額の全く検証されていないものに基づいたものであり, その事をこの監査報告書が伝達したものと思われ, これにつき裁判所は次のように述べている。即ち, 「然し乍ら, この報告書の意見差控えは, それらの存在を隠匿したのではなく, ただそれらの正確な価値だけを示した借用資本修正のための引用にすぎないのである。会計士の覆い隠している文書及び報告書の意見差控えを公平に読み取ると事業主より借用した資本修正には, 212,000ドル前後の価値があったが, それ以外には何ら問題はなかったものであり, それらの価値が実質的な価値であったという事を指摘するものであると, 我々(裁判官)は考える。会計士が見誤ったか, 又は見ていたけれども発見しそこなったか, いずれにせよ, 万一, 銀行がその監査報告書を信頼して更に貸付を行えば, 会計士には起訴し得る過失の罪があった事になるのである。

その報告及び開示に関する我々(裁判官)の結論は, これらの状況に於て為されなければならない産業基準によって補強される。産業基準は常に責任について最大の基準ではないけれども, 確かに, それらの基準は決定さ

れるべき責任の最小基準であると思われる。アメリカ公認会計士協会の監査手続書 No.33(1963年)に関する大意は, 十分にその点を立証している。

監査手続書の10章1節を読むと, 次のように書かれている。即ち, 「『t』彼(会計士)は, 全体として把える財務諸表に関する意見の表明を内容とするか, 又は意見の表明できない結果に対する主張を内容とするか, どちらかを報告するものである。全般的な意見を表明できない場合には, その理由を述べなければならない……(と強調している)。「完全な詳細な原価記録が, これらの資本修正について記帳されておらず, 所謂資本修正に関する実際の原価について, 正確な決定ができないという事だけを, 会計士が述べた場合には, その選定された理由が十分に述べられているものとは, 我々(裁判官)は考えない。課題に対する如何なる原価記録も保持されておらず, 従って, 最も寛大な観点に立って見た会計士の財務諸表は, 会計士が何をしそこなおうとも, 多分に控え目な述べ方でなされたものである事を, その書類による証拠が示すものである⁽⁹⁰⁾。

この判決に達する為に, 初期に議論された Denning 郷の有名な異議及び Ultramares 事件の法に関する各種の議論⁽⁹¹⁾, 及び SAP No.33の各部分に示された職業団体自身の基準に含まれている数々の支持されている法律上の先例を, 上訴裁判所は引用したのである。過失に関する十分な証拠を発見しており, 原告による監査済財務諸表に関する信頼が示され, この論争を解決すべき新しい公判を開くことが出来れば, その監査人には, 責任が負わされるものと裁判所は判断したのである。この意見は, ①絶対的な最低基準としての職業専門基準の保持, ②監査人の実際に行なった業務報告書及びその他の支持されている証拠, ③監査人の伝達という場合における「通常の慎重な者」という見方, ④障害もなく, 又, 注意深く構成されたものであってあいまいなものではなく, 監査人の地位による明瞭な表明等の重要なものを指摘したものである。

5. Common Law における Accountants 責任の総括

本稿の最初に議論された明確な事件は, 依頼者及び第3者に対する Common Law 上の会計士責任の展開における批判点を説明したものである。監査手続の有意義な拡張を意味するこれらの展開は, Mckesson & Robbins 事件の詐欺及びその余波によって成し遂げられたのであり, それ以上にすぐれた結果をもたらしたのである。

5.1 Accountants の依頼者に対する責任

依頼者の損害が, 監査人による過失の直接の結果又はそれに隣接した結果から生じたものであれば, 監査人に

は、支払われた報酬を超過してその損害に対する責任を負わされ得ることは、現在では明白である (Craig v. Anyon 事件)。このような事件は、如何なる損害も発生せず、又、監査人の業務を遡って追跡できなくても、過失による不十分な、欠陥のある業務であれば、その結果は、請求した報酬全額の返還をもたらすというルールを設ける事となったのである。寄与過失 (contributory negligence) 防御の妥当性及び適用可能性は、Craig v. Anyon 事件及び National Surety Corp. v. Lybrand 事件に於て確立されたのである。寄与過失 (contributory negligence) は、会計士に責任のある損害に限定されるけれども、依頼者による過失である為には、会計士の欠陥業務内容に直接貢献しなければならず、又、防御として採用されるべき会計士業務の結果を伝達すべき能力に直接貢献しなければならぬのである。どのような事柄についても、寄与過失の問題は、すべて事実の問題であり、法に関するものではなく、それを決定する為には、陪審の評決に服さなければならないのである。

会計士が依頼者の従業員による詐欺を検出すべき義務は、その業務内容の精密さに依存するのであり、会計士の検出しなければならないものは一体何であるかによるものである。監査人は、最低限度において契約と一致することをしなければならず、疑わしいすべての状況を追跡し、報告しなければならず、又依頼者の財政状態と営業活動 (例えば National Surety Corp. v. Lybrand 事件及び 1136 Tenants' Corp. v. Max Rothenberg & Co. 事件のように) に重要な影響を与えている内部詐欺を発見しなければならないのである。各種の最も重要な事件では、会計士業務の重要な完全に確定された部分に対する多数の詐欺の検出者として、会計士の役割を認めている。

監査人は、最も制限された約束を履行する場合でも、又監査人の財務諸表との関連を完全に明瞭にする場合でも (例えば、1136 Tenants' Corp. v. Max Rothenberg & Co. 事件のように)、現在では、常に警戒をしなければならないのである。職業専門基準に対する厳格な服従は、ここでも絶対に必要なことである。

5.2 Accountants の第3者に対する責任

依頼者に対する責任以上に、第3者に対する会計士責任の分野は、急激な変化を経て来ている。初期の事件 (Landell v. Lybrand) では、過失の存在する場合における第3者責任は認められず、又契約当事者関係以外に存在する責任に対しては、人を欺罔する意思が存在しなければならぬという事が示されたのである。法は近接した第3者が全く契約をしていない場合でも (例えば Glanzer v. Shepard 事件)、当事者以外に過失に対する

責任は認められなければならないという姿勢に展化した。会計士に負わされている注意義務は、第3者への接近機能及び第3者の予見可能な機能を果たすものであることは、現在では明瞭である。会計士業務の第3者利用者は、第3者に対する会計士責任を、より増加させる方向へ向けたけれども、会計士の過失の程度が殆んどない場合に、会計士の過失責任を認めることは妥当でない。会計士業務期間中に、会計士に知られている第3者の第1次的利益に対する会計士の監査報告書が作成されている場合には、(法の各種の再検討が行なわれた C.I.T. Financial Corp. v. Glover 事件のように)、通常過失に対する責任が会計士には負わされるのである。注意義務のない会計士は、近接第3者を気付かう事はしないのであるから、重過失 (例えば、State Street Trust Co. v. Ernst 事件) 又は詐欺、詐欺の存在を推理できる重過失 (例えば、Ultramares v. Touche 事件) の場合には、注意義務を認めるのは妥当ではない。

要するに、その監査証明をする前に、第3者を気付かわなければならない会計士は、その事実を主張するほかに、自己の意見に対する根拠を持っており、自己の業務について隠さず明瞭に表示するものである。依頼者に対する責任の評価については、その意味が「通常の慎重な者」に伝達されるあらゆる場合に、監査人が関連のある伝達事項を、はっきりと明瞭に伝達しなければならないこと (例えば、Rhode Island Hospital Trust National Bank v. Swartz 事件) は、現在、確立されている所である。

法が会計士に強制するどんな注意義務でも、会計士がそれを遂行しようとする場合、及びその義務が適切に行なわれている事を立証する場合には、職業団体自身の基準が、現在最低限度の業務基準を構成するものであるという、そのような議論は、殆んど現在行なわれていないのであり、裁判所は会計士に対してそれ以上のものを期待できるのである。

参考文献

- 1) Smith v. London Assurance Corp., 96 N. Y. Supp. 820 (2d Dept. 1905).
- 2) Saul Levy, Accountants Legal Responsibility, New York: American Institute of Accountants, 1954, pp.121-122.
- 3) New York: American Institute of Accountants, 1936, Examination of Financial Statements by Independent Public Accountants.
- 4) SEC Accounting Series Release No.19, In the Matter of Mckesson & Robbins, Inc., 1940.

- 5) Committee on Auditing Procedure, Statement on Auditing Procedure No.1 : Extensions of Auditing Procedure, New York : American Institute of Accountants, 1939.
- 6) Appellate Division brief, Journal of Accountancy, March 1971, pp.57-63.
New York 州の Court of Appeals の 訴訟事件簿,
Journal of Accountancy, November 1971, pp.68-73.
- 7) Committee on Auditing Procedure, Statement on Auditing Standards No.1 : Codification of Auditing Standards and Procedures, New York : AICPA, 1973, Section 500.
- 8) Rhode Island Hospital Trust Decision, Journal of Accounting, April 1973, p.64.
- 9) Ibid., p.65.
- 10) American Law Institute, Restatement of Torts, § 552 (Ten. Draft No.12, 1966).

(受理 昭和57年 1月16日)